

## 日本学生ライフル射撃連盟関東支部競技運営規則

### (目的)

- 第1条 日本学生ライフル射撃連盟関東支部(以下関東支部という)は、主催するライフル射撃競技会(以下競技会という)の競技運営形式及び部制に関し、競技力の向上と公平な競争土壌の確保を目的として本規則を定める。
2. 関東支部の主催する競技会には本規則が適用され、規則の変更は支部総会の議決を持ってなされるものとする。

### (競技形式)

- 第2条 競技会では日本ライフル射撃協会制定の競技規則が適用される。
2. 競技会では Jury が任命され、Jury は競技役員を兼ねることはできない。
3. 競技会では少なくとも以下の Jury が任命され、競技役員とは独立した機関としてその任に就くものとする。  
上訴 Jury、50m Jury、10m Jury、審査 Jury
4. 用具検査は 50m Jury、10m Jury の中から任命された Jury が監督する。
5. 必用な場合、審査 Jury の中から監事の壕内担当の Jury が任命される。
6. Jury は競技規則に定める範囲を超えて、失格、減点、反則認定、反則容認等の裁定を下してはならない。
7. 特段の定めのない競技運営上の事項については支部委員の合議の上この取り扱いを定め、競技開始前にその内容を公示することとする。

### (競技種目)

- 第3条 競技会では以下の種目が実施される。
1. 個人種目(個人戦)
- |    |           |   |            |   |           |
|----|-----------|---|------------|---|-----------|
| 男子 | AR 10mS60 | ・ | SB 50m3×40 | ・ | SB 50mP60 |
| 女子 | AR 10mS40 | ・ | SB 50m3×40 | ・ | SB 50mP60 |
2. 団体種目(団体戦)
- |    |           |   |            |
|----|-----------|---|------------|
| 男子 | AR 10mS60 | ・ | SB 50m3×40 |
| 女子 | AR 10mS40 | ・ | SB 50m3×40 |
3. 団体戦は各種目 3 名で構成され、一射手は複数種目にエントリーできるものとする。
4. 定められた種目の発射弾数について競技運営上の問題が生じる場合は合理的な範囲でその数を減ずることができるものとする。
5. 新人戦における種目は以下の通りとする。



- 第 5 条 競技会では第 4 条の定めにかかわらず、各校に対する参加人数を制限せず個人戦を実施できるものとする。
2. 第 4 条の定め、および第 1 項の定めにかかわらず予選競技または選考を実施し競技会の参加人数を決定することもできるものとするが、参加者の決定に当たっては公平を期するものでなければならない。
  3. 個人戦の順位は、参加した全射手を対象に種目別に決定される。
  4. 個人戦において競技規則で定められたファイナルを実施せず、本射得点の合計で順位を決定することができる。ファイナルの実施の有無については要項にてこれを明記する。
  5. 途中棄権した射手には本射得点の合計が与えられる。試射を 1 発も撃たなかった射手の成績表には DNS が標記され、参加したとは認められない。

(表彰)

第 6 条 競技会では以下の等位に対して表彰を行うものとする。

団体表彰

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 1 部総合団体 | 男女それぞれ 1、2、3 位の団体 |
| 2 部総合団体 | 男女それぞれ 1 位の団体     |
| 3 部総合団体 | 男女それぞれ 1 位の団体     |
| 種目別団体   | 1, 2, 3 位の団体      |

2. 個人表彰

各種目 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 位の個人

(部制)

第 7 条 関東支部の加盟校は競技成績により男子 1 部、2 部、3 部、4 部、および女子 1 部、2 部、3 部、4 部に区分される。

2. 部を区分する競技会は関東学生ライフル射撃選手権春季大会、並びに関東学生ライフル射撃選手権秋季大会とする。
3. 部を区分する基準となる成績は第 2 項競技会の総合団体得点とする。
4. 関東各部に配分される加盟校の数については以下の順序で決定する。
  - ア. 加盟校総数を 4 で除した数を各部の定数とし、割り切れなかった数は下位の部からそれぞれ一校ずつ追加するものとする。
  - イ. 男女いずれかの総合団体が組めない加盟校は男女いずれかの 4 部とする。
  - ウ. 男女いずれかの総合団体を組んだ加盟校の数の和がアの規定により決定された 1 部、2 部、3 部の定数の和に満たない場合、上位の加盟校から 1 部、2 部、及び 3 部の地位が割り当てられる。
  - エ. ウの規定により加盟校に部を割り当てた結果、2 部または 3 部に該当加盟

校が存在しない場合も、2部または3部は存在するものとして扱うものとする。

- オ. 関東支部に加盟している加盟校で第2項に定める競技会に参加しなかった場合においても当該加盟校は加盟校総数に含めるものとする。
- カ. 関東支部に加盟している加盟校で第2項に定める競技会に参加しなかった場合、当該加盟校は4部とする。
- キ. 男女いずれかの部員が在籍していない加盟校は、アで定める男女いずれかの加盟校総数には含めないものとする。
- ク. 本条で規定する総合団体が成立するためには当該種目で参加した射手が3名であることを要件とする。(第4条第9項参照)
- ケ. クの規定による“参加した射手”とは途中棄権したものを含むものとする。

- 5. 各部に属する加盟校は、第2項に定める競技会が終了するまで昇格または降格することはない。
- 6. 1部、2部または3部に属する加盟校で総合団体を組むことができなかった加盟校の順位は第2項で定める競技会においてそれぞれが属する部の最下位とし、競技終了時において4部に属するものとする。
- 7. 本条で定める加盟校の数は各年4月1日を基準として定め、当該年度は変更しないものとする。

(附則)

第8条 本規則は平成18年5月に運用されている競技形式をまとめたものである。

- 2. 本規則が改定された場合本条は削除されるものとする。

2021年2月14日 競技発数・種目・団体戦参加人数の変更